

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために

【市民の皆様へ緊急のお願い】

令和2年4月7日、政府対策本部長から緊急事態宣言が発出されました。
青森県は緊急事態措置の実施区域になっていませんが、決して対岸の火事ではなく、すぐそばにある危機であり、私としては極めて重要な局面にあると重く受け止めているところです。

市としては、市民の命と暮らしを守るため、引き続き対応に万全を期す所存であります。感染拡大の防止には市民の皆様のご協力が不可欠であります。

市民の皆様には何かとご不便をおかけしますが、市民一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと考えておりますので、何とぞご理解をお願いいたします。

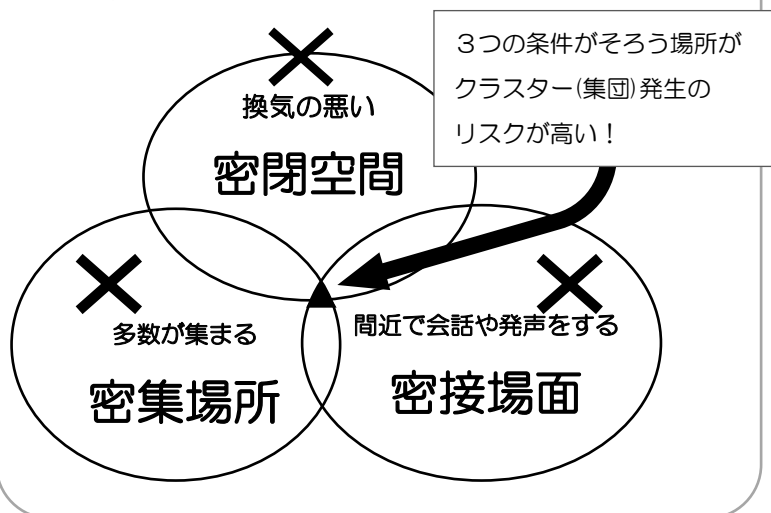
なお、政府が発表した経済対策では、生活困窮世帯や小規模事業者等に対する支援策も数多く盛り込まれており、市としても国や県と連携し、地域経済や市民生活への影響が最小限になるよう全力を尽くしてまいります。

令和2年4月13日
黒石市長 高樋 憲

◎市民一人一人の行動が感染拡大を防ぎます。次のとおりご協力をお願いします。

日常生活でのお願い

！3つの「密」を避けてください



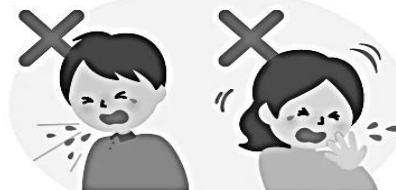
！手洗いの徹底

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石けんによる手洗いやアルコール消毒を行ってください。



！咳エチケット

マスクがない場合、咳やくしゃみをするときに手で押さえるのではなく、ティッシュやハンカチ、袖で口・鼻を覆ってください。



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

裏面もご覧ください

外出する際のお願い

- 体調不良の場合は外出せずに自宅で安静にしてください。
- 健康維持のための散歩やジョギングは問題ありませんが、人と人との距離を2メートル程度取るなどの配慮をお願いします。
- 当面の間、市が管理する公園等での飲食を伴う宴会等については自粛をお願いします。(東公園・御幸公園・運動公園・虹の湖公園など)
なお、4/15～5/6の期間は東公園の駐車場及び駐車場への道路を閉鎖しますのでご理解をお願いします。

県外との往来に関するお願い

- 緊急事態措置の実施区域(※)へ行く場合
不要不急の移動を自粛してください。
(※)4/10時点で、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県
- それ以外へ行く場合
移動先の感染発生状況を見て、慎重に判断してください。
- 緊急事態措置の実施区域から移動してきた場合
2週間は不要不急の外出を自粛し、毎日検温するなど健康観察をしてください。

感染が疑われる症状が出た場合のお願い

- 医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に電話してください。
- 相談の目安
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く。
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。※高齢者や基礎疾患等のある方は、この状況が2日程度続く場合。

相談窓口

- 帰国者・接触者相談センター
症状があり感染が疑われる場合はまずこちらにお電話ください。
弘前保健所 0172-33-8521
- 新型コロナウイルス感染症コールセンター
症状がない場合などの一般的な相談やお問い合わせはこちらをご利用ください。
フリーダイヤル 0120-123-801 (24時間対応)
- 黒石市新型コロナウイルス感染症相談窓口
黒石市役所 0172-52-2111 (平日8:15～17:00)